

平成26事業年度における国立大学法人の長期借入金の認可及び長期借入金償還計画の認可について（案）

1. 国立大学法人の長期借入金の認可について

国立大学法人法第33条第1項の規定に基づき、平成26事業年度における長期借入金の借入について、認可を行うこととしたい。

（1）国立大学財務・経営センターからの借入

- | | | | | | |
|----------------|---|----|--------------------|----|-------------------|
| ① 借入額 | 机上資料2「長期借入金の認可について」（※非公開）を参照
（申請大学数：35大学法人（繰越を含む）） | | | | |
| ② 借入先 | 独立行政法人国立大学財務・経営センター | | | | |
| ③ 借入予定利率 | <table border="0"> <tr> <td>施設</td> <td>2. 5%（10年ごとに金利見直し）</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>1. 8%（5年ごとに金利見直し）</td> </tr> </table> <p>※借入利率は予算積算上の利率であり、実際は借入時の
金銭消費貸借契約締結時に決定する。</p> | 施設 | 2. 5%（10年ごとに金利見直し） | 設備 | 1. 8%（5年ごとに金利見直し） |
| 施設 | 2. 5%（10年ごとに金利見直し） | | | | |
| 設備 | 1. 8%（5年ごとに金利見直し） | | | | |
| ④ 償還期限 | <table border="0"> <tr> <td>施設</td> <td>25年以内（据置期間5年以内）</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>10年以内（据置期間1年以内）</td> </tr> </table> | 施設 | 25年以内（据置期間5年以内） | 設備 | 10年以内（据置期間1年以内） |
| 施設 | 25年以内（据置期間5年以内） | | | | |
| 設備 | 10年以内（据置期間1年以内） | | | | |
| ⑤ 元利金の償還方法 | 半年賦元金均等償還 | | | | |
| ⑥ 長期借入金による実施事業 | 附属病院施設整備及び附属病院設備整備 | | | | |

(2) 民間金融機関からの借入

長期借入金の概要及び認可申請大学（5大学法人）

法 人 名	東京農工大学	三重大学	山口大学
①借入額(予定)	千円 (非公開)	千円 (非公開)	千円 (非公開)
②借入先(予定)	民間金融機関	民間金融機関	民間金融機関
③借入予定利率	(非公開)	(非公開)	(非公開)
④償還期限	20年3ヶ月	25年	25年
⑤元利金の償還方法	年賦元金均等償還	月賦元利均等償還	月賦元利均等償還
⑥長期借入金による実施事業	学生寄宿舍の新営事業	留学生寄宿舍の新営事業	学生寄宿舍の増築及び改修事業

法 人 名	九州大学	佐賀大学
①借入額(予定)	千円 (非公開)	千円 (非公開)
②借入先(予定)	民間金融機関	民間金融機関
③借入予定利率	(非公開)	(非公開)
④償還期限	12年	25年
⑤元利金の償還方法	期限一括償還 (繰上償還を可とする)	月賦元利均等償還
⑥長期借入金による実施事業	理学系施設の移転整備事業	職員宿舎及び留学生宿舎の改修事業

2. 国立大学法人の長期借入金償還計画の認可について

国立大学法人法第34条第1項の規定に基づき、平成26事業年度における長期借入金償還計画について、認可を行うこととしたい。

(1) 国立大学財務・経営センターへの債務償還

- ① 償還計画額 机上資料3「長期借入金償還計画の認可について」(※非公開)
を参照(申請大学：43大学法人)
- ② 平成26事業年度に償還されるものの借入実施年度
 - ・ 附属病院施設整備：平成元年度～平成26年度における借入
(償還期間：25年以内)
 - ・ 附属病院設備整備：平成16年度～平成26年度における借入
(償還期間：10年以内)

(2) 民間金融機関への債務償還

① 償還計画額

	区 分	平成25年度末 における長期 借入金の総額	平成26年度 における 借入見込額	平成26年度 における 償還計画額	平成26年度末 における長期 借入金の総額
		千円	千円	千円	千円
1	室蘭工業大学	238,931	0	9,348	229,583
2	小樽商科大学	68,588	0	9,804	58,784
3	帯広畜産大学	209,600	0	13,100	196,500
4	岩手大学	681,250	0	36,928	644,322
5	筑波大学	24,989,950	0	3,962,850	21,027,100
6	宇都宮大学	75,924	0	3,996	71,928
7	埼玉大学	238,983	0	20,339	218,644
8	東京農工大学	491,536	(非公開)	70,884	(非公開)
9	富山大学	546,200	0	33,600	512,600
10	愛知教育大学	194,500	0	9,732	184,768
11	豊橋技術科学大学	113,280	0	11,328	101,952
12	三重大学	0	(非公開)	0	(非公開)
13	京都教育大学	70,016	0	9,996	60,020
14	神戸大学	1,457,802	0	60,020	1,397,782
15	鳥取大学	158,240	0	6,880	151,360
16	島根大学	901,499	0	35,538	865,961
17	山口大学	819,029	(非公開)	32,259	(非公開)
18	愛媛大学	1,473,504	0	66,864	1,406,640
19	九州大学	0	(非公開)	0	(非公開)
20	佐賀大学	0	(非公開)	0	(非公開)
21	大分大学	521,712	0	29,730	491,982
22	奈良先端科学 技術大学院大学	3,799,750	0	542,821	3,256,929

② 平成26事業年度までの民間からの借入れ状況

	区 分	借 入 理 由	借入実施年度	償還期間
1	室蘭工業大学	学生寄宿舍の改修	平成21年度	25年
2	小樽商科大学	学生寄宿舍の改修	平成22年度	10年
3	帯広畜産大学	学生寄宿舍の改修	平成21年度	20年
4	岩手大学	学生寄宿舍の改修	平成22年度	20年
5	筑波大学	土地の取得 ※	平成17年度	14年1か月
6	宇都宮大学	学生寄宿舍の改修	平成19年度	25年
7	埼玉大学	学生寄宿舍の改修	平成22年度	15年
8	東京農工大学	家畜病院の増築・改修	平成19年度	14年3か月
		家畜病院の診療設備	平成19年度	9年3か月
		学生寄宿舍の改修	平成21年度	9年3か月
		学生寄宿舍の新営	平成26年度	20年3か月
9	富山大学	学生寄宿舍の新営	平成21年度	10年
		学生寄宿舍の改修	平成22年度	25年
		学生寄宿舍の改修	平成23年度	25年
10	愛知教育大学	職員宿舎の改修	平成25年度	20年
11	豊橋科学技術大学	学生寄宿舍の新営	平成20年度	15年
12	三重大学	留学生寄宿舍の新営	平成26年度	25年
13	京都教育大学	学生寄宿舍の改修	平成21年度	11年
14	神戸大学	学生寄宿舍の改修	平成24年度	25年
		学生寄宿舍の改修	平成25年度	24年
		国際交流会館の改修	平成25年度	25年
15	鳥取大学	学生寄宿舍の改修	平成23年度	25年
16	島根大学	学生寄宿舍の改修	平成23年度	25年
		学生寄宿舍の新営	平成24年度	25年
17	山口大学	学生寄宿舍の新営	平成20年度	25年
		国際交流会館の改修	平成20年度	25年
		学生寄宿舍の新営	平成25年度	25年
		学生寄宿舍の増築・改修	平成26年度	25年
18	愛媛大学	学生寄宿舍の増築・改修	平成21年度	25年
		学生寄宿舍の増築・改修	平成22年度	25年
		学生・研修医の寄宿舍新営	平成23年度	25年
19	九州大学	理学系施設の移転整備	平成26年度	12年
20	佐賀大学	職員宿舎・留学生寄宿舍の改修	平成26年度	25年
21	大分大学	学生寄宿舍の新営	平成20年度	20年
		学生寄宿舍の新営	平成21年度	20年
22	奈良先端科学技術大学院大学	土地の取得 ※	平成17年度	14年1か月

※ 筑波大学、奈良先端科学技術大学院大学の土地の取得については、筑波大学については平成2年から、奈良先端科学技術大学院大学については平成16年から、国の補助金等により毎年度大学等の用地の未購入地分を購入しつつ、残余の借地部分について賃借に係る費用を負担してきた。しかし、平成17年度の国立大学法人施行令の改正により、民間金融機関等からの長期借入金等を活用し一括して取得するほうが、国の補助金等による段階的な取得を行う場合に比して相当程度有利と認められる場合、長期借入金を行うことが可能となったことから、借入金により一括購入を行ったもの。（国立大学法人法施行令（平成15年 政令第478号）第8条第4項）

参 考

長期借入金の借入れ及び償還計画の認可に係る関連規定（抜粋）

国立大学法人法（平成15年法律第112号）

（長期借入金及び債券）

第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（償還計画）

第三十四条 前条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

国立大学法人法施行令（平成15年12月3日政令第478号）

（土地の取得等）

第八条 法第三十三条第一項の政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（以下「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 国立大学の附属病院の用に供するために行う土地の取得等

二 国立大学法人等の施設の移転のために行う土地の取得等

三 次に掲げる土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券（法第三十三条第一項に規定する債券をいう。以下この条において同じ。）を償還することができる見込みがあるもの

イ 学生の寄宿舎、職員の宿舎その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等

ロ 当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等

ハ 当該国立大学に附属して設置される飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）の用に供するために行う土地の取得等

四 前三号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であって、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地のすべてを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する方法により当該土地のすべてを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの